

Bi-Weekly Newsletter

Nov 27, 2019 | ISSUE 33

I. 統計資料

02

2018年 法人の種類別法人税申告の現況

II. 産業ニュース

02

現代重工業グループと大宇造船海洋の企業結合審査の進行推移

III. 最新事例・判例

03

- 地方税法上の取得税重課イシュー(ソウル税制-8071,2018.06.20.)
- 事務棟と区分された研究棟が取得税重課対象の本店や主たる事務所の事業用不動産とその附帯施設用不動産に該当するか

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄喆珍(ファン・チョルジン)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(シム・ヒョンチャン)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李應典(イ・ウンジョン)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com

I. 2018年 法人の種類別法人税申告の現況

- 国税庁国税統計早期公開資料(<https://stats.nts.go.kr>)

主な内容

- 国税庁がこのたび早期公開した2018年法人税申告の現況によると、法人の種類別の当期純損失と当期純利益は以下の通りである。
- 韓国の場合申告法人のうち株式会社が最も比重を占めており、その次に有限会社、合資会社、合名会社の順であった。

[単位:百万ウォン]

区分	総申告 法人数	決算書上の当期純損失			決算書上の当期純利益		
		法人数	収入金額	当期純損失	法人数	収入金額	当期純利益
株式会社	702,998	251,419	556,438,805	-82,540,323	451,579	4,370,656,390	322,427,900
有限会社	33,169	11,230	9,657,757	-10,327,057	21,939	77,442,909	9,625,253
合資会社	3,164	851	567,432	-86,600	2,313	4,340,044	281,707
合名会社	884	283	192,525	-22,287	601	2,271,470	98,888

II. 現代重工業グループと大宇造船海洋の企業結合審査の進行推移

- 現代重工業報道資料(<https://www.hhi.co.kr/Public/>)

主な内容

- 現代重工業グループは2019年10月29日、造船大手の大宇造船海洋の企業結合(合併)の初関門であるカザフスタン競争政策当局の審査を成功裏に通過したことを発表した。
- カザフスタン競争政策当局は関連市場の画定、競争制限性評価などを総合的に検討し、異見なく承認を決定した。
- なお、現代重工業グループは現在、韓国公正取引委員会をはじめとしてEUと日本、中国、シンガポールなど5ヶ国で企業結合審査を受けており、競争法が最も発達した企業結合の中核であるEUも事前審査を終わらせて、早ければ11月中に審査申請に入る計画である。
- 現代重工業グループの関係者は「該当競争当局の審査日程とプロセスに合わせて忠実に説明しており、全ての審査は順調に進行中」とし、「今後、大宇造船の買収手続が支障なく進行されるよう最善を尽くす」と述べた。
- なお現代重工業グループは7月の国内公正取引委員会を皮切りに、7月に中国、8月にカザフスタン、9月にシンガポールに企業結合審査申請書を提出し、日本とも9月から事前協議をしている。
- 現代重工業グループと大宇造船海洋の企業結合が完了する場合、業界に及ぼす影響は大きいものと思われるため、これに対する動向が注目されている。

III. 最新事例・判例

- ソウル税制-8071,2018.06.20.

1. 争点

- 地方税法上における取得税重課対象不動産の排除対象有無

2. 事実関係

- 申請人は○○産業団地内の敷地を分譲され、同敷地に地下4階/地上10階規模の建物を新築(以下‘争点不動産’)する。
- 争点不動産は一件の建築許可を得て一つの登記簿が開設されたが、設計当時から研究棟・事務棟に区画設計がされており、2棟はブリッジでのみ連結されて物理的・機能的にも区分される。
- 研究棟は研究所として使用して事務棟は本店として使用しており、研究棟と事務棟間の出入証などを別に管理して、別の棟への出入りは統制される。

3. 質問要旨

- 事務棟と区分された研究棟が取得税重課対象の本店や主たる事務所の事業用不動産とその附帯施設用不動産に該当するか

4. 回答内容

- 「地方税法」第13条第1項および同法施行令第25条において「首都圏整備計画法」第6条による過密抑制圏域で法人の本店または主たる事務所の事務所として使用する不動産と、その附帯施設用不動産を取得する場合の取得税率は第11条および第12条の税率に重課基準税率の100分の200を合わせた税率を適用すると規定し、寮、合宿所、社宅、研修施設、体育施設など福祉厚生施設と予備軍兵器庫および弾薬庫はその附帯施設用不動産から除外すると規定しており、地方税法基本通則第13-5において本店以外の場所で経理、人事、研究、研修、財産管理業務など内部的業務のみを処理している場合は支店でない本店に該当するとの解釈基準を提示している。
- 過密抑制圏域で法人の本店または主たる事務所の事業用不動産とその附帯施設用不動産取得に対し取得税を重課税するのは、過密抑制圏域内で人口流入による人口膨張と産業集中を防ぎ、人口と産業の分散を促進して国民経済のバランスが取れた発展と国土の効率的な利用・開発および保全のために人口膨張と産業集中を誘発させる本店または主たる事務所の新設および増設を抑制しようとするもの(<憲法裁判所2000.12.14. 宣告、9憲バ104判決>参照)である。
- 本質問のように設計当時から研究棟・事務棟に区画設計され、研究棟は研究所として使用して事務棟は本店として使用し、研究棟と事務棟間の出入証などを別に管理して他の棟への出入りは統制されても、研究棟が「地方税法施行令」第25条で規定している寮など厚生福祉施設に該当せず、対外的な取引と直接的な関連のない内部的業務のみを処理している所であれば、取得税重課対象の本店または主たる事務所の事業用不動産とその附帯施設用不動産に該当すると判断される。
- ただし、これに該当するか否かは課税当局が具体的かつ客観的な事実関係などを総合的に検討して最終決定する事案である。

III. 最新事例・判例

- ソウル税制-8071,2018.06.20.

5. 関連規定

- **地方税法第13条【過密抑制圏域内の取得などの重課】**

① 「首都圏整備計画法」第6条による過密抑制圏域で大統領令で定める本店や主たる事務所の事業用不動産(本店や主たる事務所用で新築または増築する建築物とその付属土地のみ該当し、「信託法」による受託者が取得した信託財産のうち委託者が信託期間中または信託終了後に委託者の本店や主たる事務所の事業用として使用する不動産を含む)を取得する場合と同条による過密抑制圏域(「産業集積活性化および工場設立に関する法律」を適用される産業団地・誘致地域および「国土の計画および利用に関する法律」を適用される工業地域は除く)で工場を新設または増設するために事業用課税物を取得する場合の取得税率は第11条および第12条の税率に重課基準税率の100分の200を合わせた税率を適用する。(2016. 12. 27. 改正)

- **地方税法施行令第25条【本店または主たる事務所の事業用不動産】**

法第13条第1項において“大統領令で定める本店や主たる事務所の事業用不動産”とは、法人の本店または主たる事務所の事務所として使用する不動産とその附帯施設用不動産(寮、合宿所、社宅、研修施設、体育施設など福祉厚生施設と予備軍兵器庫および弾薬庫は除く)を意味する。